

## 住民税(市民税 県民税)の

## 主な改正点

## ◆均等割額の改正

◆均等割額の改正

東日本大震災からの復興や  
防災の施策に要する費用の財  
源を確保するための臨時の措  
置として、市民税と県民税の  
均等割額に復興特別税として  
それぞれ500円が加算され  
ます。適用期間は平成35年度  
までの10年間です。(※表1)

## ◆給与所得控除の改正

その年中の給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限が設けられました。（※表2）

## ◆寄附金税額控除の見直し

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（寡夫）」の記載を忘れたり、提出しなかつたかたは、控除が適用されません。控除を受ける場合は、これまでどおり確定申告または、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

## 給与所得控除の改正 ※表2

### 改正前

給与収入金額(A)	給与所得金額
10,000,000 円以上	(A)×0.95－1,700,000 円

## 改正後

給与収入金額(A)	給与所得金額
10,000,000 円～ 14,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,700,000 円
15,000,000 円以上	(A) - 2,450,000 円

### 均等割額の改正 ※表 1

区分	改正前	改正後
市民税の均等割額(年額)	3,000円	3,500円
県民税の均等割額(年額)	2,000円	2,500円
合計	5,000円	6,000円

※県民税の均等割額には、「森林湖沼環境税(1,000円)」分が含まれます。

### 寄附金税額控除の見直し ※表3

寄附金税額控除額 = ① 基本控除額 + ② 特例控除額

### ① 基本控除額

(次のいずれか低い金額 - 2,000 円) × 10% (県 4%、市 6%)

- ・その年に支出した地方公共団体への寄附金額
  - ・その年の総所得金額の 30%

### ②特例控除額

改正前	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{寄附者の所得税の税率})$
改正後	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{寄附者の所得税の税率} \times 1.021)$

※特例控除額は市民税・県民税所得割額の1割が限度です。

月末日までに届くように送付されますので、確定申告の際提出してください。

紛失した時などは再発行できますので、年金事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は課税の対象となつていなかっため、源泉徴収票は送付されま

国民年金 厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため年金を受けているかたには1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末日までに届くように送付されますので、確定申告の際に提出してください。

A cartoon illustration of a woman with short brown hair tied back in a bun, wearing a pink long-sleeved top and a purple skirt. She is smiling broadly with her hands raised near her shoulders. To her right stands an older man with glasses, wearing a purple long-sleeved shirt and grey trousers; he has a neutral or slightly grumpy expression.

## 公的年金の 源泉徴収票